

忘れず

早めに



税の申告を



郵送で申告できます

税の申告期間が始まります。今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ郵送での申告をお願いします。
郵送で申告する際には、必要事項・電話番号の記入漏れ、控除証明書の添付漏れがないように注意してください。

申告期間

2月16日(火)～3月15日(月)

住民税の申告

申告が必要な方

1月1日現在、区内に住所のある方は原則として住民税（特別区民税・都民税）の申告が必要です。令和2年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要となるため、生活状況等を申告してください。

申告の必要がない方

- ▶ 税務署に所得税の確定申告をする方
 - ▶ 給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
 - ▶ 公的年金収入のみの方
- ※医療費控除等を受ける場合は、確定申告（源泉徴収所得税がある方）または住民税の申告が必要です

申告方法・会場

来所または郵送で、区役所2階税務課へ

日時 2月16日(火)～3月15日(月)午前8時30分～午後5時15分
※(土)・(日)・(祝)を除く。ただし、2月28日(日)、3月14日(日)は午前9時～正午に受け付けを行います
※(火)は午後7時まで（申告期間中のみ）

※混雑状況によっては、入場制限を行う場合があります
※所得税の確定申告の相談は行っていません

申告に必要なもの

- 申告書
※昨年申告した方等へ2月上旬に送付するほか、区役所2階税務課、各区民事務所でも配布します
 - 個人番号確認書類
マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
 - 本人確認書類
マイナンバーカード（個人番号カード）・運転免許証・パスポート等の顔写真付きの書類（持っていない場合は、健康保険証や年金手帳等を2点）
 - 収入の証明書等
令和2年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等
 - 各種控除の証明書等
令和2年中に支払った国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書等
- ※郵送の場合、個人番号・本人確認書類は写しを送付してください（送付書類は返却しません）

申告する際の注意点

医療費控除の申告方法

医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかの適用を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告書に添付することが必要です。

各明細書は、区役所2階税務課、各区民事務所で配布するほか、荒川区ホームページからもダウンロード可

令和3年度から適用される主な税制改正

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（夫）控除の見直し

令和3年度（令和2年分）から従前の寡婦（夫）控除に加え、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する合計所得金額500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」を適用します。なお、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（住民票上の「未届の夫」「未届の妻」）がいる場合は対象となりません。また、子以外の扶養親族を持つ寡婦に適用する寡婦控除は、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設けます。